

新型コロナウイルス感染症防止対策に向けた取組等について

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが2類から5類に変更されたことに伴い、当センターにおける取扱いを次のとおりとしますので、感染症対策等にご協力をお願いいたします。

当センターの利用要件

各教室の定員は、通常時の**50%**から**100%**へ戻します。

利用者の皆様は、ご自宅等での検温を行い、体調チェック（下記「体調チェック項目」参照）を実施してください。症状がみられる場合には、来所を控えてください。

体調チェック項目

- 普段の平熱の範囲を超える熱はないか？
- 息苦しさはないか？
- 強いだるさ（普段にない強い倦怠感）はないか？
- 断続的に咳は出ていないか？
- 味覚・嗅覚はしっかりしているか？

マスクの着用・基本的な感染症対策について

マスクの着用については、政府の方針を踏まえ、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断を基本とします。

手荒い等の手指衛生、換気、三つの密の回避、人と人との距離確保等の基本的な感染症対策については、各自取り組んでいただくよう、お願いいたします。

利用者本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、法律に基づく外出制限は求められませんが、発症日を0日目として5日間は外出を控えることを推奨します。

発症後5日間以上症状が続いていた場合は、熱が下がり、咳やのどの痛みなどの症状が軽快して、24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることを推奨します。

発症後10日間が経過するまでは、不織布マスクの着用を推奨します。

利用者の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

濃厚接触者の特定は必要なくなりましたので、当センターへの報告の必要はありません。

利用者のご家族、同居されている方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、利用者自身の外出制限は求められませんが、外出される場合はとくに5日間ご自身の体調に注意し、不織布マスクの着用等、周りの方への配慮をお願いいたします。